

平成27年度 第3回伊勢崎市総合教育会議 議事録

会議の名称	平成27年度 第3回総合教育会議
開催日時	平成28年2月15日（月）午後3時00分～午後4時15分
開催場所	伊勢崎市役所本館5階 職員研修室
出席者氏名	<p>【委員】 五十嵐清隆市長、多部田敬三教育委員長、萩原裕子教育委員長職務代行者、大矢光利教育委員、宮川亮子教育委員、徳江基行教育長</p> <p>【事務局】 (企画部) 福田部長、新井企画調整課長、高柳係長、丸橋主査 (福祉部) 鶴生川社会福祉課長 (教育部) 越須賀部長、萩原副部長、細井総務課長、藤塚学校教育課長、細井係長、田部井係長、阿左美主査、日向野主任</p>
傍聴人数	1人
会議の議題	<p>報告事項 (1) 平成28年度教育関連予算の概要について</p> <p>協議事項 (1) 伊勢崎市教育振興施策の大綱の策定について ①パブリックコメントに対する市の考え方について ②大綱の策定について</p> <p>その他 (1) 生活困窮者への学習支援について</p>
会議資料の内容	<p>【資料1】 平成28年度一般会計当初予算 教育部 事業概要</p> <p>【資料2】 「伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）」に関するパブリックコメント手続の結果</p> <p>【資料3】 伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）</p> <p>【資料4-1】 生活困窮者への学習支援について</p> <p>【資料4-2】 平成28年度準要保護児童生徒就学援助制度</p>
会議における議事の経過及び発言の要旨	<p>1 開会（企画部長） ただいまから、第3回伊勢崎市総合教育会議を開催いたします。</p> <p>2 市長あいさつ 本日は、公私ともにお忙しい中、第3回伊勢崎市総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、委員の皆様には、本市の教育行政について、日頃から熱心なご指導をいただき、心から感謝を申し上げます。 本日は、過日、実施しました「教育振興施策の大綱（案）のパブリックコメント手続」において、市民の皆様からいただきましたご意見等に対する市の考え方をご確認いただくとともに、委員の皆様からご意見をいただき、最終的に大綱を決定していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。</p> <p>3 署名委員の指名（市長＝議長） まず、委員の出欠状況ですが、本日は、全委員の皆様にご出席をいただいています。 では、次第にしたがい、会議を進めさせていただきます。</p>

次第3「署名委員の指名」についてですが、今回の議事録へのご署名は、大矢 委員をお願いします。

4 報告事項

(1) 平成28年度教育関連予算の概要について【資料1】

(市長)

先週、「ふるさと元気発信予算」と銘打ち、平成28年度当初予算の概要を発表させていただいたところですが、本日は、特に、教育関連の予算の概要についてご報告させていただきます。

(教育部総務課長)

平成28年度教育関連予算の概要についてご報告申し上げます。

はじめに、一般会計ですが、教育部総務課から順次、主な事業について説明します。

総務課では、(1)教育委員会管理運営事業の新規事業として、子ども日本語教室未来塾を開催します。

内容については、NPO法人に業務を委託し、小中学校に在籍する外国籍児童生徒等を対象として、主に土曜日に、初期の日本語指導や日本語と教科を統合した中長期的な指導を行うものです。

なお、この事業については、本年度までは、国際交流協会が、この事業を実施しているNPO法人に対して、事業費の一部を助成する形で実施されていたものです。

次に、教育施設課です。(4)小学校トイレ改修事業及び(10)中学校トイレ改修事業として、小学校では8校(殖蓮小学校、宮郷小学校、広瀬小学校、坂東小学校、赤堀東小学校、あずま北小学校、境小学校、境東小学校)、中学校では10校(本年度新設開校した赤堀中学校以外の中学校)のトイレ改修工事に伴う実施設計業務委託を行うものです。

また、(5)赤堀小学校整備事業では、赤堀中学校の移転に伴う旧学校敷地の財産整理に合わせて、旧校舎を赤堀小学校が恒久的に利用するため、現況の市道の付け替え工事及びグラウンドの拡張整備等に関する工事の設計委託を行うものです。このことにより、既存の公有財産の有効活用が図られることとなります。

さらに、ソフト事業として、(6)小学校教育施設振興事業及び(11)中学校教育施設振興事業として、小中学校全校に校務支援システムを導入していきます。このシステム導入により、学校間がネットワークで結ばれ、教職員相互の情報の共有化、児童生徒に関する情報のセキュリティ等の適正な管理が図られるものです。

次に、学校教育課です。(17)小学校教育振興事業及び(18)中学校教育振興事業として、要保護及び準要保護児童生徒援助費を拡充するものです。これは、経済的な理由により、子どもを小中学校に就学させることが困難な家庭に対して、学用品費や学校給食費、修学旅行費など就学に必要な費用を援助するものです。来年度からは、申請理由として、新たに「就学費用の支払に心配のある家庭」を追加し、申請条件の緩和を図るものです。

なお、この内容の詳細については、次第6「その他」で、学校教育課長から説明します。

次に、四ツ葉学園中等教育学校です。(21)中等教育学校管理運営事業(後期課程)として、空調機の老朽化に伴い、更新工事を行うものです。これは本年度からの継続事業ですが、平成28年度は、未実施分の17教室について更新を図ります。

次に、生涯学習課です。(23)社会教育事業として、放課後子ども教室事業を拡充するものです。現在、放課後子ども教室は、北小学校のみで実施していますが、平成28年度は、さらに2校を追加し、実施する

ものです。放課後を利用して、地域の方の協力を得ながら、子どもたちが学習や体験活動等を行います。

また、(25) 北公民館耐震補強事業として、学校施設に続き、北公民館の耐震補強工事を実施するものです。

次に、図書館課です。(26) 図書館管理運営事業として、あずま図書館空調機入替工事を実施し、利用者に快適な読書空間や学習空間を提供していきたいと考えています。

次に、文化財保護課です。(29) 田島弥平旧宅整備活用事業として、旧宅の保存、整備及び活用事業を実施するものです。具体的には、田島弥平旧宅整備基本計画の策定、別荘実施設計業務及び所有する史料の整理、調査等を行います。

また、(30) 史跡上野国佐位郡正倉跡保存整備活用事業として、史跡内民有地の買収、八角形倉庫の復元模型の作成及び保存活用計画の策定を実施するものです。

最後に、学校給食センター事業費特別会計です。(1) 給食センター整備事業として、老朽化した第一学校給食調理場、赤堀学校給食調理場及びあずま学校給食調理場を再編し、西小保方沼公園に新たな学校給食調理場を建設するため、(仮称) 新学校給食調理場実施設計業務を委託するものです。

以上が平成28年度に教育委員会として取り組む主な事業です。

(市長)

ただ今、事務局から報告がありました。委員の皆様から何かご意見、ご質問等があればお願いします。

(多部田委員)

(5) 赤堀小学校整備事業についてですが、赤堀中学校が、移転によりなくなったため、そこを赤堀小学校のグラウンドとして拡張するということでしょうか。

(教育部総務課長)

赤堀中学校の移転により、東側が空くため、校庭部分の拡張整備及びその周辺の市道の改修工事を行うものです。

(宮川委員)

(17) 小学校教育振興事業及び(18) 中学校教育振興事業についてですが、来年度から追加されるという援助申請理由「就学費用の支払に心配のある方」により、申請条件が緩和されるということなので、今まで以上に多くの方が援助していただけることになり、良いことだと思います。

また、(23) 社会教育事業の放課後子ども教室事業の拡充についてですが、現在は北小学校のみで実施されている放課後子ども教室を、来年度は2校追加されるということですが、その2校はどちらの学校になりますか。

(教育部総務課長)

現時点では確定していません。校数は2校ということで予定していますが、具体的な学校については、まだ決まっていません。

(萩原委員)

(17) 小学校教育振興事業及び(18) 中学校教育振興事業について、学校給食費も援助の対象に含まれているということですが、以前は要保護などの児童については、先に給食費を差し引いたりしていたというこ

とを記憶しています。

(教育部総務課長)

要保護の児童については、学校給食費は援助の対象に含まれません。準要保護の児童については、援助の対象に含まれます。

(萩原委員)

それは、以前と変わらないということでしょうか。

(教育部総務課長)

そのとおりです。

(徳江委員)

要保護の児童については、生活保護費で別途支給されているので、ここでは援助の対象に含まれないということであって、要保護の児童に給食費が支給されないわけではありません。

(萩原委員)

要保護、準要保護どちらの児童も、公的機関から給食費が支給されているということでしょうか。

(徳江委員)

そのとおりです。

5 協議事項

(1) 伊勢崎市教育振興施策の大綱の策定について

①パブリックコメントに対する市の考え方について【資料2】

(企画部企画調整課長)

パブリックコメント手続の結果についてご報告申し上げます。

パブリックコメント手続は、昨年12月17日から本年1月15日までの30日間実施しました。その結果、2人の方から8件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見等は、8件とも大綱の3ページ「4基本方針に基づく重点的な取組」のうち、「(1)学校教育分野」に関するものでした。

それでは、8件の意見等の要旨とそれに対する市の考え方を申し上げます。

まず、1番の意見等の要旨「学校で学ぶ知識が社会との関わりの中でどのように役立つのか、具体的な話を聞く機会や制度により、前向きに学校の勉強に取り組めるようになることを希望します。」に対し、市の考え方は、「将来の社会生活と現在の学業生活を結びつけ目的意識をもって学習に取り組めるよう、地域や企業、大学の方々を講師とする未来力学習講座を実施するなど、キャリア教育の充実に努めたいと考えております。」としています。

2番の意見等の要旨「義務教育である中学校生活の期間に、その後の社会生活において主体的な行動や判断ができるような教育(知識、教養、他人の経験などを聞く)を希望します。」に対し、市の考え方は、「学校教育では教育活動全体を通して、責任感や判断力、規範意識、協調性、思いやりの心、奉仕の精神など、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと考えております。」としています。

3番の意見等の要旨「学校、学年、クラスなどの大中小の組織の中で、家庭だけでは身に付かないような社会生活における準備としての躰、マナー、公共の福祉の考えを身に付け、実感できるような教育を希

望します。」に対し、市の考え方は、「学校教育では教育活動全体を通して、責任感や判断力、規範意識、協調性、思いやりの心、奉仕の精神など、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと考えております。」としています。

4番の意見等の要旨「時間や約束を守ることは、難しいことではなく普通のことです。これらの普通のことを真面目に行う大切さを「真面目＝普通である」という徳育教育により、子どものうちから学ぶことで、いじめ防止などにも繋がる教育を希望します。」に対し、市の考え方は、「学校教育では教育活動全体を通して、責任感や判断力、規範意識、協調性、思いやりの心、奉仕の精神など、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと考えております。」としています。

5番の意見等の要旨「学校教育の中で、得意分野を発見し、特技とし身に付けられるような環境及びそこから自信を持つことにより、他の教科等もやればできるという考えや行動力の育成を希望します。」に対し、市の考え方は、「子どもたち一人ひとりが学ぶ喜びや楽しさを実感できるよう教育内容の充実に努めるとともに、自ら進んで学び続けようとする学習意欲の醸成に努めたいと考えております。」としています。

6番の意見等の要旨「個々の子どもたちの学ぶ意欲を高めるには、クラス、児童会、生徒会などの自主的な活動を盛んにすることが重要であり、子どもたちや先生の自由な意思で様々な取組をしていくことが大切です。」に対し、市の考え方は、「学校教育では特別活動をはじめとして、縦割り活動や部活動など、様々な場面で、子どもたち同士で主体的に考え、決定し、行動できる自発的・自治的な態度の育成に努めたいと考えております。」としています。

7番の意見等の要旨「『…教員の資質向上を目指した教育環境の整備・充実』とあるが、学校現場では、教員だけでなく、教職員が子どもたちと向き合っています。教職員の協力やお互いに学び合える機会をつくるのが大切です。」に対し、市の考え方は、「日常的な職務を通して教職員が互いに学び合い、職能成長が図れる職場環境づくりに努めたいと考えております。なお、大綱の3ページ(1)⑥の文中に記載されている『教員』を『教職員』に改めます。」としています。

8番の意見等の要旨「『職業観の養成につながる教育…』とあり、将来的には職業に結び付くことになるが、学ぶこと自体に興味を持ち、関心を深めるようなことをもっと強調してほしいです。」に対し、市の考え方は、「子どもたち一人ひとりが学ぶ喜びや楽しさを実感できるよう教育内容の充実に努めるとともに、自ら進んで学び続けようとする学習意欲の醸成に努めたいと考えております。」としています。

以上です。

(市長)

ただ今、事務局から報告がありました。ご意見、ご質問等があればお願いします。

(多部田委員)

3番の意見等の要旨の中に、「家庭だけでは身に付かないような社会生活における準備としての躰、マナー、公共の福祉の考えを身に付け、実感できるような教育」とありますが、今の社会は、子どもの教育に関して、全て学校任せというような風潮が強い気がします。家庭でしつこくなくてはいけないことや、集団生活で身に付けなくてはいけないマナーや協調性がそれぞれあると思います。

私が教育委員になってから、何度か中学生の制服問題に関わったことがあります。言葉遣いや生活態度等の一環として、メリハリを付けること

いう意味で、授業は制服を着て受ける、運動する時はジャージに着替える、ということは非常に大事なことはないかと思えます。ただ、中学校に対して、こちらから発信し、指導していくというよりも、各中学校が自発的な考え方で進めていくことが一番なのではないかと考えています。社会生活では、会議の時はスーツにネクタイ、市民体育大会などの時はジャージ、というように、学校生活においても制服があるので、教室での授業は制服で真摯に受け、体育の授業はジャージで受ける、というように、メリハリを付けることは社会に出てから非常に大事なことだと思います。例えば、会社の面接試験にジャージで行くようなことがあってはその場で落ちてしまうでしょうし、その場面に見合った服装が大事だと思います。中身も大事ですが、外見も重視するような努力が必要ではないかと思えます。

(教育部学校教育課長)

現状では、一部の学校で制服登校が行われています。学校によっては、特別な日のみ制服登校というところもあります。

制服登校の是非については、校長会でも話題に挙がったことがありますので、各学校でも念頭において進めているところです。

(宮川委員)

私が通っていた中学校は制服登校でした。体育の時はジャージに着替えますが、教室の授業はジャージで受けてはいけないということだったので、制服で受けるということが当たり前でした。伊勢崎市の中学校では、ジャージで登校しても良いということを知り、冬などは、女子の制服はスカートで寒いと思うので、ジャージの方が良いのかもしれないとも感じています。

(徳江委員)

本市の中学校では、全中学校統一ということではなく、学校によって取り扱いが少し異なります。今いただいたご意見については、校長会等で論議を深めていきたいと考えています。子どもたちが社会に出てからの生活に結び付くような行動は大事だと思いますので、その他の委員の皆様からもご意見をいただきたいと思えます。

(萩原委員)

私の中学生時代は、制服で通うことが当たり前で、体育の時だけジャージに着替えていました。今では、制服のスカートの下にジャージのズボンを履いたりする生徒も見かけますが、試験の時などにきちんとした制服姿を見ると、やはり良いものだと感じます。支障がないようであれば、制服登校は良いものではないかと思えます。

(大谷委員)

基本的には制服登校が望ましいと思えます。以前、群馬県内の女子高生がスカートの下にジャージを履く姿が有名になり、埴輪ルックなどと言われたことがあったことを思い出します。全体的に統一するのは難しい面もあるかもしれませんが、各学校に任せるという方法も1つではないかと思えます。

(市長)

今日に至るまでには、いろいろな経緯があったことと思えます。今後も、委員の皆様からご意見を伺いながら、教育委員会や各学校で議論を深めていく必要があると思えます。

(萩原委員)

4番の意見等の要旨の中に、「いじめ防止などにも繋がる教育」とありますが、それに対する回答では、「いじめ」という言葉には言及していないので、もう少し「いじめ」という言葉に対して深く回答した方が良いのではないかという気がしました。

(教育部学校教育課長)

意見等の要旨を踏まえ、教育活動全体を通して、将来よりよく社会生活を送るための資質や能力の育成に努めたいと回答していますが、「将来よりよく社会生活を送る」ということは、いじめをしないことや何かをしないということではなく、社会性を身に付け、差別意識を持たず、皆で仲良くやっていこうという考えを含んでいます。これは、何かをしないということではなく、何かをしようという考えです。

(市長)

これは、パブリックコメント手続のご意見等に対する市の考え方としての回答であり、原案の大綱では、「いじめ」という具体的な言葉で表現しているところです。

(徳江委員)

いじめは、理屈抜きで駄目なことであり、少なくするのではなく、0(ゼロ)にしなければならないことです。

子どもたちに対して指導していく際には、あれが駄目これが駄目ということではなく、やるのはこれだというような目標を示す方が、子どもたちの感情を沸き立てることにつながります。いじめは駄目だという指導だと、イメージとしてインプットされてしまい、逆にいじめに関心を持つようになってしまいます。そういった指導よりは、子どもたちがもっと協力したらこんなことができる、というような方向で指導する方が、より良い教育につながると考えています。

この回答には、子どもたちの多様な能力を伸ばしていくことが、遠回りのようだが根本的ないじめなどの解決につながるものである、という考えが含まれています。

(萩原委員)

表彰なども1つの方法だと思いますが、子どもたちの能力を褒めて伸ばしてあげるとい教育につなげていっていただきたいと思います。

(大矢委員)

8番についてです。

以前、PTAを担っていた時に、職場体験の充実について主張したことがありました。その後、生徒たちの職場体験が実施されるようになりましたが、職場体験をすることにより、社会の現場を実際に体験できる機会を持てることは良いことだと思っています。今現在は、どのような状況なのでしょう。

(教育部学校教育課長)

職場の体験活動については、各中学校の2年生において、チャレンジウィークとして1週間実施しています。中学1年生の時から、職業調べを行ったり、進路について調べたり、計画的な学習を進めています。各学校において、体験学習の重要性を認識し、取り組んでいます。生涯にわたって学び続けていけるようなことが、職場体験との相乗効果により、将来の進路実現につながっていくものであると捉えています。

(大矢委員)

今後も積極的に進めていっていただきたいと思います。

(徳江委員)

子どもにはいろいろなパターンがあります。働くことによって勉強することの大切さを感じる子もいれば、勉強することが職業につながると最初から考えている子もいます。いずれにしても、子どもたちが夢を持って生きるということを、体験を通して教えていくということは大切なことだと考えています。

(市長)

いろいろなケースがあるかと思いますが、勉強に興味を持つようになるのはなかなか難しいことだろうと思います。自分が興味のあることや好きなことがあるからこそ勉強しようと思うケースが多いのではないのでしょうか。職場体験は、そういった意味でも、子どもたちにとって良い経験になるのではないかと思います。

(宮川委員)

1 番の回答の中に、「未来力学習講座」とありますが、具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

(教育部学校教育課長)

未来力学習講座では、各学校が、地域の方や、本市がカリキュラムパートナーとして提携している大学や企業の方を招き、子どもたちの夢や希望につながるような話をさせていただいています。多部田委員にも講師としてご講演いただいたことがあります。各学校で、様々な分野の方に話をさせていただき、年間複数回行っています。例えば、先ほど話に挙げたチャレンジウィークの前などは、地域の受入先の事業所の方に講演していただいたり、中学 3 年生が進路選択の時期を迎える頃は、進路について参考になるような話をさせていただいたり、子どもたちの発達段階に応じて実施しています。これは小学校でも実施しています。

(市長)

その他ご意見、ご質問等ないようですので、パブリックコメントに対する「市の考え方」については、おおよそ事務局が提示した内容のとおりということで、原案どおり承認することでよいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(市長)

パブリックコメントに対する「市の考え方」については、原案どおりご承認いただきました。

②大綱の策定について【資料 3】

(市長)

パブリックコメント手続を踏まえ、本会議が示した大綱（案）に修正等が必要かどうかについて、ご協議をお願いします。

はじめに、事務局から提案等があればお願いします。

(企画部企画調整課長)

事務局からご提案申し上げます。

先ほどのパブリックコメント手続の結果報告でも申し上げましたが、

お寄せいただいたご意見のうち、意見番号7番のご指摘のとおり、大綱3ページ(1)⑥の文中の「教員」を「教職員」に変更しようとするものです。以上です。

(市長)

ただ今、事務局から提案がありました。ご意見、ご質問等があればお願いします。

(萩原委員)

「教員」から「教職員」に変更するというので、「教職員」の方が広い範囲を含むものだと思いますが、具体的な違いを教えてください。

(教育部学校教育課長)

「教員」については、主に学校教諭の免許を持った職に当たり、教頭、養護教諭、教諭、栄養教諭などの職がこれに該当します。「教職員」については、例えば、校長は民間人でも可能なので、教職員の括りになります。但し、一般的には校長も含めて教員と呼ばれています。その他、学校には、事務職員、スクールカウンセラー及び相談員などの常勤、非常勤の職で、実際には授業等を行わない職員もいます。これらの学校に携わる全ての職員を含めて「教職員」としています。

このような意味合いから、「教職員」への文言修正が適切ではないかと考えるものです。

(市長)

その他ご意見、ご質問等ないようですので、「伊勢崎市教育振興施策の大綱」については、事務局が示したとおりとすることでご承認いただけますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(市長)

「伊勢崎市教育振興施策の大綱」については、原案どおりご承認いただきました。

6 その他

(市長)

今回は、「生活困窮者への学習支援について」をテーマに意見交換をお願いしたいと考えました。いわゆる「子どもの貧困」をめぐることは、群馬県が対策を進めているほか、本市においても取り組み等を進めているところです。

まずは、市としての取り組みについて、現状を報告させていただき、ご意見を伺いたいと思います。

(福祉部社会福祉課長)

生活困窮者への学習支援についてご説明申し上げます。

資料4-1の1ページをご覧ください。

近年、貧困の連鎖が問題となっています。親の収入が少ないことで、十分な教育が受けられず、進学や就職が不利になり、収入が不安定になる、そして、その影響は、また同じように次の世代に受け継がれる、これを「貧困の連鎖」、また「世代間連鎖」と呼んでいます。

次に、高校進学率についてですが、生活保護世帯を含め、全国、県及び本市を同一年度で比較したデータがあります。少し古いデータとなり

ますが、平成22年度のデータでは、全国、県及び本市ともに、全体と比較すると、生活保護世帯の進学率が大きく下回っています。

生活保護世帯については、平成23年7月に、終戦直後の過去最大受給者数を超えて以来、現在も増加の傾向が続いています。こうした生活保護受給世帯の急増の対応のため、また、生活保護世帯の子どもが大人になって、再び生活保護を受給するといった貧困の連鎖の解消のため、国は、平成21年度から「子どもの健全育成支援事業」を実施し、以降、事業名の変更等がありましたが、同事業に基づく支援を実施する福祉事務所を対象として補助金を交付しています。そうした中で、平成22年度は35自治体の実施しましたが、平成26年度には184自治体になるなど、実施自治体は年々増加しており、国も様々な支援を行っています。

また、生活保護世帯は、生活の不規則や子どもの教育への関心の低さなど、親や家庭に問題を抱えているケースが多く見受けられます。こうしたことから、一般的な取り組みとしては、将来に対する意識の改革、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、併せて学力の向上を図る必要があります。これらによって将来安定した職に就けるための相談や支援を行いながら経済的自立を目指し、貧困の連鎖を防止しようとするものです。

本市としては、平成24年度に生活保護世帯の状況調査及び学習支援事業のニーズの把握を行い、実施に向けて検討した結果、平成25年度から、教員OBの臨時職員を1人雇用し、学習支援事業に取り組んできました。

次に、資料2ページの上の表をご覧ください。

平成25年度以降の生活保護世帯に属する生徒数及び学習支援を受けた生徒数の状況です。平成25年度は、生活保護世帯の中学3年生9人のうち、7人の希望者に対して交換式ノートによる出題及び添削の支援を行い、支援を受けた7人全員が高校進学を果たしました。また、1、2年生に対しては、訪問により、進路に関する相談や学校生活の悩みなどを聞き、保護者からは、通学の回数が増えた、学習に対する取り組みが変わったなど、喜びの声が聞かれました。平成26年度においても同様の方針ですが、交換式ノートによる支援対象を中学2年生まで拡大し、支援を希望した中学3年生14人のうち、12人が高校に進学しました。さらに、平成27年度からは、新たに教員OBの臨時職員をもう1人雇用し、学習支援員2人の体制としました。このことから、支援対象者を拡大して小学5年生から中学3年生までとし、交換式ノートによる支援を実施しています。現在の支援の状況としては、平成27年12月の数値になりますが、小学5年生3人、小学6年生4人、中学1年生11人、中学2年生6人、中学3年生7人、合計31人の支援をしています。

次に、下の表をご覧ください。

年度ごとの進学先等の状況を示したものです。進学率についてはバラつきがありますが、注目していただきたいのは、公立高校における全日制、定時制及びフレックス制の状況です。平成21年度を除き、平成25年度までは定時制及びフレックス制に進んだ生徒が全日制を大きく上回っています。しかし、平成26年度では、進学率は前年度を下回っているものの、半数以上が全日制への進学を果たしています。要因は断定できませんが、平成26年度の卒業生は、平成25年度には訪問により進路相談や学校生活の悩みを聞き、平成26年度には交換式ノートにより学習支援を行った生徒です。平成27年度の卒業予定者についても、支援対象者7人全員が公立高校全日制への進学を希望していると伺っており、事業の成果が現われてきたと考えています。

次に3ページをご覧ください

平成27年4月から、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図

るため、生活困窮者自立支援法が施行されました。この法律で、生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するものです。同法に基づき、本市では、生活保護は脱却したが、経済的に安定を図れたとは言い切れない世帯、また、このままでは今後、生活保護に至ることが懸念される世帯に対し、必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を行う自立相談支援事業及び家賃相当額を一定期間補助する住居確保給付金の支給、任意事業として、生活困窮家庭の子どもに対する学習面の指導や保護者への進学助言等を行う学習支援事業を実施しています。

この法律の施行に伴い、従来、生活保護世帯に対して行っていた学習支援事業の対象が、生活困窮世帯及び生活保護世帯となりました。今年度の支援対象者には、中学1年生に2人及び中学3年生に1人、生活保護から脱却した世帯の生徒が含まれています。

次に、県内で実施されている学習支援の状況についてです。

前橋市では、平成22年度から、就学支援員による進学等の支援を実施しており、生活困窮者自立支援法の任意事業へ移行後も継続しています。また、新たな取り組みとして、平成27年4月から、NPO法人に委託して、市内6カ所の市有施設を活用し、週2回、学生のボランティア等が少人数制による学習の支援を開始しました。

高崎市では、平成24年度から、市内の民間事業者が民家を活用した無料学習塾を開設し、経済的な事情で塾に通えない子どもたちを対象に、教員OBや学生がボランティアで指導を行っています。また、平成27年4月からは、教育部局において、市内の公民館9カ所を活用し、週1回日曜日に、1会場につき2人のボランティア講師のもと、無料で学習の支援を行っています。高崎市の場合は、いずれも生活困窮者自立支援制度の枠外で実施されています。

太田市では、平成28年度から、低所得世帯の子どもに対する学習支援を実施する予定です。市内で活動するNPO法人や学習塾に委託して無料で勉強を教える計画で、6月からの開始を予定しているとのことです。支援対象者については、生活保護及び準要保護世帯の小学5、6年生及び中学生ということで検討しており、約600人になるとのことでした。

また、太田市以外にも、群馬県、沼田市及び富岡市が平成28年度からの学習支援事業を予定しているとのことです。

本市の現状については、2人の学習支援員が家庭を訪問し、交換式ノートを活用して個別に指導を行っているため、丁寧で細やかな支援が可能な反面、対象者の大幅な増加には対応が困難です。しかし、「個別に丁寧な指導」という点が最大の特徴であり、学習面のみならず、努力に対するねぎらいや、時には励ましの言葉などの精神的な支援も、大変大きいものだと思います。そのため、今後も、他市の状況を参考にしながら、現状の支援方法を充実させていきたいと考えています。

(教育部学校教育課長)

資料4-2をご覧ください。

生活保護家庭に準ずる家庭に対して行う準要保護児童生徒就学援助制度について、平成28年度に小中学校に在籍する予定の全世帯に配付した資料です。

就学援助費については、平成26年の申請までは、申請書提出後に民生児童委員による家庭訪問を経て、各世帯の生活状況を踏まえ、総合的に審査を行っていました。平成27年の申請時には、民生委員による家

庭訪問を原則廃止とし、学校教育課へ直接申請書を提出することもできるようにするなど、より申請しやすいよう改善を図りました。また、制度の周知を図るため、全在籍家庭に制度案内を配付しました。今回、平成28年の申請については、前年度よりも申請しやすくするため、制度案内に、「認定の目安」を新たに記載しました。収入基準参考額を記載したことで、現在、すでに昨年を上回る問い合わせがあり、申請件数は、今年度を上回ると予想されています。

この収入基準は、厚生労働省から「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」の通知があったことにより、平成25年の生活保護の扶助費を基本とし、平成26年11月国税庁個人課税の簡易給与所得表を用いて算出しています。

総収入で審査を行うため、父子及び母子家庭での児童扶養手当や養育費等、源泉徴収票に反映されていない所得は、申請書に記載するようお願いしています。

就学援助が認定されると、教育委員会が定めた単価により、新入学児童生徒学用品費、通学用品費及び修学旅行費等が支給対象となります。

給食費については全額が支給対象となり、各学期末に保護者の指定口座に振り込まれます。

認定基準を明確化することによって、就学援助制度を有効活用していただけるよう改善を行いました。また、次年度の予算については、今年度よりも少し多くなる予定です。

(市長)

ただ今、市及び教育委員会から報告がありました。ご意見、ご質問等があればお願いします。

(多部田委員)

本市の学習支援についてですが、学習支援員2人というのは少ないのではないかと感じました。また、交換式ノートについて、お話いただける範囲で構いませんので、どのような内容なのか教えてください。

(福祉部社会福祉課長)

学習支援対象者は、平成27年度で31人います。支援については、長時間各家庭に滞在するというような方法ではなく、学習支援員が、家庭にノートを届け、生徒が回答したものを持ち帰り、事務所で添削を行い、また家庭に届ける、という方法です。交換式ノートの内容については、学年に応じた問題集などを切り貼りし、それに回答してもらい、添削を行うものです。学習支援員は、問題の解答のほかにアドバイスや励ましなどのコメントを添えたりしながらやりとりを行っているようです。今現在、学習支援員は2人ですが、このような方法で支援を行っているので、充足している状況です。

(宮川委員)

生活困窮者と言っても、家庭の状況は様々だと思います。両親が働いていても生活が苦しかったり、また、父母のどちらかがいない家庭も増えているようです。父母のどちらかが病気で働けないような家庭もあると思います。子どもたちのこの先の人生を考えた時に、金銭面も当然大事なことはありますが、精神面のケアも必要になってくると思います。学習支援では、交換式ノートを用いて勉強面は細かく見ていただいているようですが、精神面においても、近くに相談できるような人がいない場合は大変だろうと思うので、子どもたちが1人で悩むことがないようなケアをしていけたら良いのではないかと思います。

(福祉部社会福祉課長)

支援としては、学習支援としての交換式ノートのほか、学校生活の悩みや進路相談なども行っています。基本的には家庭への訪問によるものですが、生徒が福祉事務所を訪れ、支援員と話をしているような時もあります。また、中学校卒業後に、進学を果たせなかった子が、就労に向けて基本的なことを身に付けたいということで支援員を尋ねたりしており、学習支援の枠を超えて、支援員は親切丁寧に対応していますので、精神面においてもケアできているのではないかと考えています。

(多部田委員)

今の話にありました精神面についてですが、全世界を見た場合にも、生活に苦しんでいる子どもたちはたくさんいます。そういった子どもたちが勉強したり生活したりする中で、将来、親を楽にさせてあげたいなど、尊い目標を持って真剣にがんばっている子もいます。生活困窮により進学ができなかったり、前に進めなかったりするのはとても残念なことなので、何とか手厚く対応していただき、そういった子どもたちの夢が叶うような手厚い支援をお願いします。

(萩原委員)

生活困窮者の学習支援が好走していると感じ、素晴らしいことだと思いました。貧困の連鎖というのは、とても根が深いもので、親の経済的困難により、子どもの学歴や就業にもいろいろな不利益が生じているようです。その連鎖を壊すには、学歴をつけるしかないということのを何かで読みました。こういった学習支援を行うことによって、子どもの居場所ができたり、やる気が出てきたり、勉強に対する向上心などが芽生えたりするのではないかと思いますので、ぜひ、貧困から脱出できるような政策をお願いします。

(大矢委員)

伊勢崎市の取組に対して素晴らしい結果が出ているので、非常に有効なやり方だと感じています。ただ、対象者が大幅に増加した場合には、対応が困難ということでした。そのような中、伊勢崎市には、全国の中でも外国籍の方が多く、当然外国籍児童も多くいると思います。普通の学校でなかなか対応しきれないような子どもたちには、どのような対応をしていくのか説明いただきたいと思います。

(徳江委員)

来年度の事業の中で、子ども日本語教室未来塾というものを設けさせていただきました。今までは、国際交流協会が補助金という形でNPO法人に助成していたのですが、来年度からは、教育委員会の事業として、業務委託することになっています。

また、日本語が全く話せない子どもたちに、日本語以外で指導するという技術を私たちが持っていないため、大学の先生や、実際に日本語を教えている教員により、本市の教育研究所で日本語教室の研修会を設けています。具体的には、国土舘大学及び群馬大学の先生の協力を得て、平成25年度から研究を始め、平成26年度からカリキュラムをスタートさせました。平成28年度には、特別なカリキュラムを外国人に適用してよいということになっているので、本格的に実施していく予定で予算化もしています。このように、外国人のための教育課程として、勉強するプロセスや内容を作り、組織的に対応していくということで、少しずつ、時間を掛けて進めているところです。

子ども日本語教室未来塾については、土曜日に開催するもので、原則学校の無い日に実施しますので、NPO法人にお願いして日本語を教え

ていただきます。当然、このNPO法人と学校とは協力関係にあります。

(萩原委員)

学習支援を受けたいという生徒は、学校に申し入れれば受けられるものなのでしょうか。

(福祉部社会福祉課長)

生活保護世帯については、ケースワーカーという、生活保護費の計算からいろいろな相談を受けたりする担当者が地区ごとにいます。当然、家族構成なども把握しているので、対象になる年齢の子どもがいれば、学習支援などについてご案内するような声掛けは行っています。

生活困窮世帯については、今現在、経済的に困窮していて、このままいけば生活保護に至ってしまうような世帯、また、何とか生活保護からは脱却したが、経済的に安定を図れたとは言いきれない世帯です。脱却したと言っても、国が定める最低限度の生活を営むところからの脱却なので、金銭的にはそれほど裕福ではありません。よって、安定した就労ができるような支援を行っていく中で、対象となる子どもがいれば声掛けは行っています。

また、初めて窓口を訪れた方についても、生活困窮者への支援が必要ということになり、家族構成の中に対象となる年齢の子どもがいればご案内はしています。

(萩原委員)

今の話を伺って安心しました。仕事ができなくなり、収入がないような場合であれば、就労準備の支援や住居確保給付金の支給など、いろいろな支援があると思いますが、窓口で相談に行った時には、そこでその人に対してどのような支援があるのかということと一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせて支援していくということなので、寄り添いながら支援していただけるということは、支援を申し出た人にとってはとても心強いことだと思います。

(市長)

ご意見等ありがとうございました。

この件については、まだまだ支援は不足していると思います。いろいろなケースの方がいらっしゃると思うので、ケースに応じて対応できる態勢が望ましいと思いますが、国の制度についてもまだスタートしたばかりで、本市においても、市の事業としては平成25年度から始めたものです。引き続き、研究しながら進めていく必要があると思いますので、今後も委員の皆様のご意見を伺いながら、充実を図っていきたくと考えています。よろしくをお願いします。

(企画調整課長)

本日、ご審議いただいた「伊勢崎市教育振興施策の大綱」については、今後、パブリックコメント手続の結果とともに公表する予定となっています。

なお、本年度の伊勢崎市総合教育会議については、突発的な事項による開催を除き、本日の開催をもちまして終了となります。

また、来年度の会議開催日程等については、審議事項を含め、事務局で調整し、通知させていただきますのでよろしくお願いします。

7 閉会（企画部長）

慎重なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回伊勢崎市総合教育会議を閉会いたします。